

移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領

	平成19年	2月	5日	関自保第	1036号
改正	平成26年	3月	28日	関自保第	727号
改正	平成27年	2月	26日	関自保第	557号
改正	令和2年	12月	25日	関自保第	245号
改正	令和3年	4月	5日	関自保第	1号
				関自旅一第	6号

目次

第1	適用
第2	用語
第3	基準適用除外の認定を申請することができる自動車
第4	申請者等
第5	申請書及び添付資料
第6	審査
第7	条件又は期限の付与
第8	基準適用除外の認定等
第9	一括基準適用除外の認定の特例
第10	基準適用除外認定台帳の備付
第11	行政処分等
第12	その他

第1 適用

移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第111号。以下「移動円滑化基準」という。）第43条及び同省令附則第3条の規定に基づき、運輸局長が行う移動円滑化基準の適用除外に係る自動車の認定は、本要領によるものとする。

第2 用語

- (1) 「高速バス」とは、専ら一の市町村（特別区を含む。）の区域を越え、かつ、その長さが概ね50キロメートル以上の路線において、停車する停留所を限定して、乗合旅客を運送する自動車をいう。
- (2) 「定期観光バス」とは、定期に運行する自動車により観光を目的とする乗合旅客を専ら運送する自動車をいう。
- (3) 「空港等アクセスバス」とは、空港又はフェリーターミナル等の乗客の長距離移動のための交通の拠点となる施設を経路に含む路線において、乗合旅客を運送する自動車をいう。

第3 基準適用除外の認定を申請することができる自動車

基準適用除外の認定の申請は、次の各号のいずれかに該当する自動車について、使用

者を特定して行うことができる。

- (1) 地形上の理由により移動円滑化基準に適合する自動車の走行が物理的に困難な路線を走行する自動車（自動車の運用上やむを得ず当該路線以外を走行する場合も含む。）
- (2) 高速バス、定期観光バス、空港等アクセスバスその他の床下に収納スペースを設ける必要があること等により低床化が困難であり、かつ、通常利用する乗降口を自動車の左側面の前部にしか設けることができない自動車
なお、空港等アクセスバスのうち、空港を経路に含む路線において、乗合旅客を運送する自動車（以下「空港アクセスバス」という。）に係る基準適用除外の認定の申請を行う場合（高速バス又は定期観光バスとして基準適用除外の認定を受けている場合において、新たに空港アクセスバスとして基準適用除外の認定を受ける場合を含む。）においては、別途「空港アクセスバスにおける移動円滑化基準適用除外の認定に関する取扱いについて」（以下「空港アクセスバス認定取扱い」という。）の要件を満たすことが必要になる場合があるので、申請に当たって留意されたい。
- (3) 幅2.1m以下であって乗車定員が23人を超える自動車、ガイドウェイバスその他の技術開発上移動円滑化基準への適合が困難な自動車
- (4) 車両総重量が5t以下であって乗車定員が23人以下の自動車
- (5) 平成12年11月14日までに道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けた自動車及び平成12年10月31日までに公共交通事業者等が購入する契約を締結し、平成13年3月31日までに当該公共交通事業者等が新たにその事業の用に供する自動車であって、公共交通事業者等が中古自動車として新たにその事業の用に供するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その構造により若しくは運行の態様により移動円滑化基準に適合できない特別の事由がある自動車

第4 申請者等

- 1 基準適用除外認定の申請は、基準適用除外の認定を受けようとする自動車を事業の用に供する一般乗合旅客自動車運送事業者が行うものとする。
- 2 一般乗合旅客自動車運送事業者から基準適用除外の認定の申請を委任された当該事業者の営業所の長は、前項の規定にかかわらず、一般乗合旅客自動車運送業者に代わって基準適用除外の申請を行うことができる。この場合は、申請書に委任状を添付するものとする。

第5 申請書及び添付資料

- 1 基準適用除外の認定を申請しようとする者は、第1号様式の基準適用除外認定申請書に別表の添付資料一覧表に掲げる資料を添付し、正本及び副本各1通を当該基準適用除外の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸局長に提出するものとする。
- 2 前項に規定する申請において、当該申請日前1年以内に基準適用除外の認定の取

消処分を受けた自動車と同一の営業所に属する自動車について基準適用除外の認定を申請しようとする場合は、前項に規定する申請書及び添付資料のほか、当該営業所に属するすべての基準適用除外自動車について、当該取消処分を受けた日から6か月後及び1年後のそれぞれ直近の1か月間の運行実績を添付資料として提出するものとする。

- 3 第1項に規定する申請において、同一の申請者が複数の類似する自動車について同時に申請しようとする場合は、その旨を申請書に記載することによって重複する添付資料を省略することができる。
- 4 基準適用除外の認定を受けた者について、その氏名若しくは名称、住所又は使用の本拠の位置（関東運輸局管内に限る。）について変更があった場合は、認定を受けた運輸局長に対し、第2号様式の基準適用除外認定変更申請書に当該変更内容についての資料を添付し、正本及び副本各1通を速やかに提出するものとする。
- 5 基準適用除外の認定を受けた者が、その認定に係る自動車について認定の取消しを行う場合は、第4号様式に基準適用除外認定書を添付し、正本及び副本各1通を運輸局長に提出するものとする。
- 6 第1項及び第4項並びに第5項に規定する申請書及び添付資料の提出は、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局（以下「運輸支局」という。）を經由して行うことができる。この場合、運輸支局の長は提出された申請書及び添付資料に不備がないことを確認のうえ受理し、運輸局長あて進達するものとする。

第6 審査

運輸局長は、基準適用除外の認定を受けようとする自動車に係る次の事項について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

- (1) 当該自動車の構造又は運行の態様により基準の適用を除外するものとして指定すべき移動円滑化基準の条項
- (2) 主な運行経路
- (3) その他の必要事項

第7 条件又は期限の付与

- 1 運輸局長は、基準適用除外の認定を行う場合は、基準適用除外項目に応じて、必要な条件又は期限を付することができる。
- 2 第3第4号に規定する自動車については、運行地域の自治体及び住民と基準の適用除外がされた自動車を運行させることについて合意がなされていること又は運行地域の自治体からの要請があること等を条件として付すものとする。

第8 基準適用除外の認定等

- 1 運輸局長は、第6の規定に基づいて審査した結果、基準適用除外の認定を行うことが適当であると判断した場合は、必要に応じ第7の規定に基づく条件又は期限を付したうえで、基準適用除外の認定を行い、第3号様式による基準適用除外認定書を申請者に交付するものとする。
- 2 運輸局長は、第1項の基準適用除外認定書を申請者に交付したときは、直ちに当該

基準適用除外の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長に対し、関係資料を添付のうえ、基準適用除外の認定を行った旨を通知するものとする。

- 3 運輸局長は、第6の規定に基づいて審査した結果、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号。以下「法」という。）の目的を達成することが困難になると認める場合、基準適用除外の認定に付そうとする条件に違反して使用されるおそれがあると疑うに足りる相当な理由があると認める場合は、基準適用除外の認定をしないものとする。この場合において、運輸局長は、理由を付して、その旨を申請者に通知するとともに、当該基準適用除外の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長に通知するものとする。
- 4 運輸局長は、申請を受付けした日から一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。
- 5 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。
 - (1) 当該申請を補正するために要する期間
 - (2) 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
 - (3) 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

第9 一括基準適用除外の認定の特例

- 1 第3第3号及び第4号に規定する自動車については、第3の規定にかかわらず、使用者を特定しないで基準適用除外の認定を行うことができるものとする。
- 2 前項の規定に基づく申請は、第4第1項の規定にかかわらず、自動車の製作者又は製作者と販売契約を締結した者が行うことができる。
- 3 前2項の規定に基づく基準適用除外の認定について、第8第3項の規定の適用に当たって、「当該基準適用除外の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長」とあるのは「管内の運輸支局長」と読み替えるものとする。
- 4 運輸局長は、第1項の規定に基づき基準適用除外の認定を行い、第3号様式による基準適用除外認定書を申請者に交付したときは、他の地方運輸局長に対し、基準適用除外の認定を行った旨を通知するものとする。
- 5 運輸局長は、第1項の規定に基づき他の運輸局長の基準適用除外の認定を受けたものについて、第11第2項の規定に基づき取消しを受けた場合を除き、当該自動車の使用の本拠の位置が関東運輸局管内の管轄内となるものは、運輸局長による基準適用除外の認定を受けたものとして取り扱うものとする。

第10 基準適用除外認定台帳の備付

第8の規定に基づき基準適用除外の認定を受けた一般乗合旅客運送事業者は、事業用自動車の運行を管理する営業所毎に第5号様式による「基準適用除外認定台帳」を備え付けておかなければならない。

第11 行政処分等

- 1 運輸局長は、基準適用除外の認定を受けた自動車が、法の目的に照らして適切な運行が行われていないと認められた場合、付された条件に違反して運行した場合又は

基準適用除外の認定の申請に当たって虚偽の申請を行った場合は、その違反事項等に応じて文書勧告、文書警告又は基準適用除外の認定の取消処分を行うものとする。

- 2 前項の規定は、第9第5項の規定により基準適用除外の認定を受けたものとして取り扱う自動車について、準用するものとする。
- 3 基準適用除外の認定を受けた自動車が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該自動車に係る基準適用除外の認定は失効するものとする。
 - (1) 当該自動車の登録がまっ消された場合
 - (2) 当該自動車の使用の本拠の位置が基準適用除外の認定を行った運輸局の管轄外となった場合
 - (3) 当該自動車の使用者が変更（分社化による使用者の変更は除く。）になった場合
 - (4) 第8第1項の規定により付された基準適用除外の認定の期限を経過している場合
- 4 運輸局長は、本要領に規定する業務を適切に実施するため、事業者監査、関係機関及び関係団体からの通報等を通じ、自動車の運行状況の把握に努めるものとする。

第12 その他

- 1 運輸局長は第3第5号に規定する自動車について第3から第6、第8及び第9までの規定にかかわらず次のとおり基準適用除外の認定を行うことができる。
 - (1) 基準適用除外の認定は申請の有無にかかわらず、管内に使用の本拠を置く第3第5号に規定する自動車に対し、一括で行うことができる。
 - (2) 基準の適用除外をするものとして指定すべき移動円滑化基準の条項を定めるものとする。
 - (3) 運輸局長は、基準適用除外の認定を行ったときは、直ちに管内の運輸支局長に対し、基準適用除外の認定を行った旨通知するものとする。
 - (4) 運輸局長は、基準適用除外の認定を行ったときは、直ちに他の地方運輸局長に対し、基準適用除外の認定を行った旨通知するものとする。
 - (5) 運輸局長は、基準適用除外の認定を行ったときは、直ちに基準適用除外の認定を行った旨を公示するものとする。

附 則

(適用時期)

この要領の改正は、令和3年4月5日以降の基準適用除外の申請から適用する。

別表 添付資料一覧表

	車両外観図	使用者の事業内容	主な運行経路図	箇所走行が困難な資料がある当該	資初料度検査年等を示した	るその他を認定する必要面とする
第3第1号に掲げる自動車	○	○	○	○		○
第3第2号に掲げる自動車	○	○	○			○
第3第3号に掲げる自動車	○	○				○
第3第4号に掲げる自動車	○	○				○
第3第5号に掲げる自動車					○	○
第3第6号に掲げる自動車	○	○	○	○		○

備考 ○は、提出を必要とする書面を示す。

第3第2号に掲げる自動車のうち、空港アクセスバスについては「空港アクセスバス認定取扱い」で規定するところにより提出が必要になる資料も併せて提出すること。

第 1 号様式（第 5 関係）

移動円滑化基準適用除外認定申請書

年 月 日

運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

下記の自動車について、移動円滑化基準第 条の規定に基づき、
基準適用除外の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 車名及び型式
- 2 車台番号
- 3 使用の本拠の位置
- 4 認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容
- 5 認定を必要とする理由
- 6 省略する添付資料

（日本産業規格 A 列 4 番）

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
- (3) 車台番号については、打刻がない自動車の場合は、製造番号を記載する。
- (4) 認定を必要とする理由については、「空港アクセスバスとして使用する」等、使用の条件を含めて記載する。
- (5) 一括適用除外申請の場合は、標題に「（一括）」と付記するとともに、車台番号又は製造番号の開始番号を併記する。
- (6) 省略する添付資料については、複数の類似する自動車について同時に申請する場合に添付を省略する添付資料の名称を記載する。

第2号様式（第5関係）

移動円滑化基準適用除外認定変更申請書

年 月 日

運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

下記の自動車について、記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 車名及び型式
- 2 車台番号
- 3 認定番号及び認定年月日
- 4 変更事項及び変更事由
- 5 変更年月日

（日本産業規格A列4番）

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。

第3号様式（第8関係）

移動円滑化基準適用除外認定書

番 号
年 月 日

殿

運輸局長

年 月 日付で申請があった下記の自動車については、移動円滑化基準第 条の規定に基づき、基準適用除外を認定する。

記

- 1 車名及び型式
- 2 車台番号又は製造番号
- 3 使用の本拠の位置
- 4 基準適用除外を認定する条項及び条件
- 5 基準適用除外の期限

（日本産業規格A列4番）

備考

- (1) 基準適用除外の期限は、期限を付す自動車に限って記載する。
- (2) 一括適用除外申請の場合は、標題に「（一括）」と付記し、必要に応じて類別区分番号を記載するとともに、車台番号又は製造番号の開始番号を記載する。

注意事項

本認定の期限満了後も引き続き基準適用除外の認定を受けようとするときは、その期限が満了する2か月前までに基準適用除外の認定の申請を行う必要があります。

第4号様式（第5関係）

移動円滑化基準適用除外認定自動車の認定取消申請書

年 月 日

運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

下記の自動車について、基準適用除外の認定の取消しをしたいので
基準適用除外認定書を添えて申請します。

記

- 1 車名及び型式
- 2 自動車登録番号
- 3 基準適用除外認定年月日及び認定番号
- 4 取消をする理由

（日本産業規格A列4番）

第5号様式（第11関係）

移動円滑化基準適用除外認定台帳

番号	登録番号	車名	型式	事業者名	営業所
				認定番号	備考
				認定年月日	
1				第 号 年 月 日	
2				第 号 年 月 日	
3				第 号 年 月 日	
4				第 号 年 月 日	
5				第 号 年 月 日	
6				第 号 年 月 日	
7				第 号 年 月 日	
8				第 号 年 月 日	
9				第 号 年 月 日	
10				第 号 年 月 日	

（日本産業規格A列4番 横置）

備考

- (1) 備考欄には、認定要領第7に基づき付された条件又は期限を記載する。
- (2) 認定要領第5第5項の取消申請又は認定要領第12第1項の取消処分を受けた場合は二線（朱書）により抹消するとともに、取消申請年月日又は取消処分の年月日を記載する。
- (3) 認定要領第12第3項の規定により、基準適用除外の認定が失効した場合も前号準じて処理するものとする。なお、備考欄には失効の理由を記載する。

参考（第8関係）

関自保第 号
令和 年 月 日

運輸支局長 殿

関東運輸局長

移動円滑化基準適用除外認定の通知について

標記について、別添のとおり移動円滑化基準適用除外の認定を行ったので通知する。

なお、併せて移動円滑化基準適用除外認定書を送付するので、当該申請者あて交付されたい。

（日本産業規格A列4番）